



目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県処務規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）	（治山林道課） 1
○保安林の解除予定の通知（3件）	（ " ） 2
○公共測量の実施の通知（4件）	（用地対策課） 2
○公共測量の終了の通知（2件）	（ " ） 2
○建築基準法による道路の位置の指定	（建築指導課） 3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 3
落札公告	
○落札者等の公告	（会計管理課） 3

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第112号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「第10節、第11節（）」を「第9節、第10節（）」に、「第12節から第18節まで、第19節（県と市町村の間の職員交流に関する取扱要綱（平成6年2月14日制定）に規定する）」を「第11節から第17節まで、第18節（知事が別に定める）」に、「（別表第3）」を「（同表）」に、「第21節、第22節、第24節及び第26節」を「第20節、第21節、第23節及び第25節」に改め、同項ただし書中「第13節及び第19節」を「第12節及び第18節」に、「第10節、第11節、第12節、第14節、第16節から第18節まで、第21節、第22節、第24節及び第26節」を「第9節から第11節まで、第13節、第15節から第17節まで、第20節、第21節、第23節及び第25節」に、「第15節」を「第14節」に改める。

第54条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 削除

別表第3の(7)の項を削り、同表の(8)の項中「(11)需用費」を「(10)の項に定めるところ」に改め、同項を同表の(7)の項とし、同表の(9)の項を同表の(8)の項とし、同表の(10)の項中「(11)需用費」を「(10)の項に定めるところ」に改め、同項を同表の(9)の項とし、同表中(11)の項を(10)の項とし、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、同表の(16)の項中「(11)需用費」を「(10)の項に定めるところ」に改め、同項を同表の(15)の項とし、同表の(17)の項を同表の(16)の項とし、同表の(18)の項中「(11)需用費」を「(10)の項に定めるところ」に改め、同項を同表の(17)の項とし、同表中(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、同表の(22)の項中「補償、補填及び賠償金」を「補償、補填及び賠償金」に改め、同項を同表の(21)の項とし、同表中(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、(26)の項を(25)の項とし、(27)の項を(26)の項とし、(28)の項を(27)の項とする。

附 則

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この規則による改正後の高知県会計規則の規定は、令和6年度以降の歳入歳出に係る収入及び支出の手続について適用し、令和5年度の歳入歳出に係る収入及び支出の手続については、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第9号

本 庁
各出先機関

高知県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県処務規程の一部を改正する訓令

高知県処務規程（平成8年3月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中第29号及び第30号を削り、第31号を第29号とし、第32号を第30号とし、第33号を第31号とする。

附 則

この訓令は、令和5年11月21日から施行する。

告 示

高知県告示第723号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨

の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町坂本字大川平山1の1、1の3から1の6まで、451の9、451の11、451の12、字小川山465の3、467の1、468の4、468の7、468の8、468の19、468の26、468の28、468の33から468の36まで、468の58、字小藤水流470の8から470の11まで、470の16、470の18、470の50、字榎川山527、529、535の27、535の28、535の30、535の43、535の47から535の49まで、535の53、535の54、535の79、535の83から535の85まで

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第724号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市宗呂字扇サコ乙488の1、乙488の5、字コヤカ谷乙489の2、乙489のロ、乙489の7
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

<p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第725号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐清水市宗呂字瀧山甲528の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第726号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡馬路村（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第727号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定</p>	<p>により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡馬路村（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第728号</p> <p>農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 安芸郡馬路村（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>(「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第729号</p> <p>高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年10月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年10月30日から令和6年3月8日まで</p> <p>3 作業地域 宿毛市平田町</p> <p>高知県告示第730号</p> <p>高知県土木部幡多土木事務所宿毛事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年10月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p>	<p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年10月19日から令和6年3月25日まで</p> <p>3 作業地域 宿毛市山奈町芳奈</p> <p>高知県告示第731号</p> <p>高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年10月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年11月2日から令和6年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 安芸郡北川村島</p> <p>高知県告示第732号</p> <p>高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年10月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）</p> <p>2 作業期間 令和5年11月1日から令和6年2月15日まで</p> <p>3 作業地域 香南市夜須町手結山</p> <p>高知県告示第733号</p> <p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和4年11月高知県告示第865号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>令和5年11月21日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>高知県告示第734号</p> <p>国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第51号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第</p>
---	---	--

3項の規定により告示する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第735号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市町大谷字東谷尻	1129番1	6.00	26.19	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	宮田 義久	高知市一宮西町三丁目6番12号
〃	鍋島 義明	〃 一宮西町三丁目5番3号
〃	松崎 努	〃 一宮徳谷8番22号
〃	楠瀬 雅教	〃 一宮西町二丁目3番18号
〃	山中 武志	〃 薊野393番地
監事	山本 悟	〃 〃 529番地
〃	福島 信彦	〃 一宮しなね一丁目29番10号
(就任)		
理事	宮田 義久	高知市一宮西町三丁目6番12号
〃	鍋島 義明	〃 〃 三丁目5番3号
〃	松崎 努	〃 一宮徳谷8番22号
〃	楠瀬 雅教	〃 一宮西町二丁目3番18号
〃	山中 武志	〃 薊野393番地
監事	山本 悟	〃 〃 529番地
〃	福島 信彦	〃 一宮しなね一丁目29番10号

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
療育福祉センターで使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
鈴与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3
- 5 落札金額
32,701,681円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札